

# 支援① 学習用端末の貸与

## 【対象】 保護者等全員の住民税所得割※が**非課税の世帯**

(令和6年1月以降の収入が減少し、保護者等全員の「住民税所得割が非課税相当」の収入となった世帯(家計急変世帯)も対象となります。)

※住民税均等割は考慮不要です。

## 【概要】 授業で必要となる学習用端末の貸与

モバイルルーター(通信契約および通信料は利用者負担)の貸出も行っています。

## 【貸与期間】 **原則卒業まで貸与**

申請は随時受け付けます。

- 【提出書類】
- 貸与申請書(様式第1号)
  - 保護者等全員の令和5年度課税証明書
  - 生活保護受給証明書(生活扶助を受けている場合)

【留意事項】 **住民税所得割が非課税世帯は、貸与対象です。  
購入費一部補助は受けられません。**

◆申請を希望される場合は、本校事務室までご相談ください。



# 支援② 学習用端末購入費の一部補助

【対象】 住民税所得割が**非課税に準ずる**世帯（新入生のみ対象）

住民税所得割が非課税世帯の方は、「支援① 学習用端末の貸与」の対象となるため、「支援② 学習用端末購入費の一部補助」は対象外となります。

## 【実際の基準】

保護者等全員の

「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」

の合算額が1円以上51,300円未満

（市町村発行の証明書類で確認）

【概要】 学習用端末**本体**購入金額の1/2(上限27,500円)を補助

（本体と別に購入が必要な場合は、有線接続キーボードまで対象。）

【申請期限】 令和6年5月31日までに下記書類を学校事務室へ提出

（申請期限までに納品未了の場合も申請は受け付けます。必ず期限内に申請を行ってください。）

【提出書類】

交付申請書

保護者等全員の令和5年度課税証明書

補足様式（課税証明書に課税標準額、調整控除額の記載がない場合）

端末購入の領収書等

## 領収書等(レシート可)の原本が必要です。

以下の内容が明記されていること

①領収日（令和6年3月16日以降の日付）

②購入者名

③端末**本体**の購入代金

④端末商品名および端末型番

⑤販売事業者名



※ご注意ください

携帯ショップで通信料と合算の分割による購入の場合は補助対象になりません。

【留意事項】

- ・領収日が令和6年3月16日以降の日付に限ります。
- ・ポイントで支払った分は対象となりません。
- ・申請期限を過ぎてからの申請は交付対象外です。
- ・申請用紙は本校事務室で配付します。